

都市ガスをご利用いただいているお客さまへ



都市ガスの料金改定と 小売全面自由化のお知らせ

vol.2

今回は、4月からの改定後のガス料金をご契約種別ごとにお知らせするほか、都市ガス小売の全面自由化に伴う変更点を、先月に引き続き掲載しています。

なお、自由化に伴ってあり得ないような投資話や、個人情報を読みだそうとするなどの詐欺行為に十分ご注意ください。ご不信な場合は、一旦電話をお切りになり、下記のお問合せ先まで電話等でご確認ください。

【お問合せ先】

上越市ガス水道局 総務課経営企画室営業開発係

電話：025-522-5514

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日・祝日を除く）

【ガスのご使用開始・中止のお申込みやガス料金納入などに関するお問合せ先】

上越市ガス水道局 料金センター

電話：025-522-7030

FAX：025-522-7001

受付時間：平 日 午前8時30分～午後7時00分

土曜日 午前8時30分～午後5時00分

※日曜日、祝日及び年末年始(12月31日～1月3日)は休業日です。

ただし、平成29年3月26日、4月2日の日曜日については、受付業務を行っております(営業時間は土曜日と同じです)。

※ご使用開始・中止のお申込みは、下記ホームページからも可能です。

ホームページURL<http://gwhp.cityjoetsu.niigata.jp/>

■平成 29 年 4 月 1 日から都市ガス料金を改定します



市が購入する原料ガスの値下げにより、都市ガス料金を値下げします。
ご契約種別ごとの料金表は、以下のとおりです。

なお、4 月分の料金については、3 月検針日の翌日から 3 月 31 日までは旧料金の、4 月 1 日から 4 月検針日までは新料金の日割計算となります。

【一般契約】

1か月の使用量の区分	基本料金 (ガスメーター1個につき1か月当たり)	基準単位料金 (1 m ³ 当たり)
25 m ³ 以下	367.20 円	107.58 円
25 m ³ 超 250 m ³ 以下	410.40 円	105.85 円
250 m ³ 超	626.40 円	104.98 円

【家庭用温水暖房契約】

1か月の使用量の区分	基本料金 (ガスメーター1個につき1か月当たり)	基準単位料金 (1 m ³ 当たり)
150m ³ 以下	1,339.20円	78.53円
150m ³ 超	1,944.00円	74.50円

※適用期間は 12 月～4 月検針分のみで、5 月～11 月検針分は一般契約の料金になります。

【家庭用コージェネレーションシステム契約】

基本料金 (ガスメーター1個につき1か月当たり)	基準単位料金 (1 m ³ 当たり)
1,339.20円	68.70円

【空調契約(その他期料金)】

契約種別	基本料金(ガスメーター1個につき1か月当たり)		基準単位料金 (1 m ³ 当たり)
	定額基本料金	流量基本料金単価	
1種	32,400 円	451.04 円	64.98 円
2種	6,480 円	451.04 円	69.49 円
3種	648 円	451.04 円	72.87 円

【空調契約(冬期料金)】

1か月の使用量の区分	基本料金 (ガスメーター1個につき1か月当たり)	基準単位料金 (1 m ³ 当たり)
25 m ³ 以下	367.20 円	107.58 円
25 m ³ 超 250 m ³ 以下	410.40 円	105.85 円
250 m ³ 超 500 m ³ 以下	626.40 円	104.98 円
500 m ³ 超 2,500 m ³ 以下	2,786.40 円	100.66 円
2,500 m ³ 超	13,586.40 円	96.34 円

【小型空調パッケージ契約】

基本料金 (ガスメーター1個につき1か月当たり)	基準単位料金(1㎡当たり)	
	冬期	その他期
6,480 円	89.19 円	73.63 円

【小型空調契約】

契約種別	基本料金 (ガスメーター1個につき1か月当たり)	基準単位料金(1㎡当たり)	
		冬期	その他期
1種	4,752円	92.34円	74.74円
2種	2,160円	96.40円	78.80円
3種	540円	101.35円	83.76円

【時間帯別B契約】

契約種別	基本料金(甲)		基本料金(乙)		基準単位料金 (1㎡当たり)
	定額基本料金 (ガスメーター1個につ き1か月当たり)	流量基本料金単 価(1㎡当たり)	昼間基本料金単 価(1㎡当たり)	夜間基本料金単 価(1㎡当たり)	
1種	144,720 円	766.76 円	8.79 円	3.15 円	50.83 円
2種	32,400 円	766.76 円	8.79 円	3.15 円	57.79 円

【融雪契約】

1か月の使用量の区分	基本料金 (ガスメーター1個につき1か月当たり)	基準単位料金 (1㎡当たり)
1,000 ㎡以下	1,620 円	83.95 円
1,000 ㎡超 3,000 ㎡以下	3,132 円	82.44 円
3,000 ㎡超	8,316 円	80.71 円

【コージェネレーションシステム契約】

契約種別	基本料金(ガスメーター1個につき1か月当たり)		基準単位料金 (1㎡当たり)
	定額基本料金	流量基本料金単価	
1種	64,800 円	1,353.13 円	55.42 円
2種	10,800 円	1,353.13 円	62.18 円

- ・実際の料金算定は、基準単位料金に原料価格の変動を加味した調整単位料金(円/㎡)により計算します。

〔1か月のガス料金の計算方法〕

ガス料金 = 基本料金 + 調整単位料金(基準単位料金 ± 原料価格の変動分調整額) × 使用量

- ・算定するガス料金は、早收料金(消費税相当額を含む。)です。納入通知書の発行日から20日〔早收期限〕経過後にお支払いいただく場合には、遅收料金(早收料金の3%割増料金)となります。

■都市ガス小売の全面自由化が始まります

平成 29 年 4 月 1 日から都市ガス小売の全面自由化が開始され、お客さまが、都市ガスの購入先を自由に選択できるようになります。今後、新しいガス小売事業者が、お客さまの地域でガス供給を行う時は、その業者からのガス購入も選択できることとなります。

■ご契約をいただいているお客さまへ

平成 29 年 3 月 31 日時点で、家庭用などの一般契約や温水暖房契約などの選択ガス供給契約並びに業務用メニューをご契約いただいているお客さまにつきましては、平成 29 年 4 月 1 日以降、ご契約内容を下記のとおり一部変更させていただきます。契約期間の定めのある時間帯別B契約等をご契約いただいているお客さまは、次の契約更新まで現契約が継続されます。

■自由化に伴う変更点

- ① 他のガス小売事業者へ契約を切り替える場合には、ガス水道局との契約については、解除の手続きをとらせていただきます。
- ② 都市ガスの工事を実施するお客さまは、今までどおりガス水道局にお申込みください。
- ③ ガス水道局は、供給条件を変更することがあります。お客さまは、変更後の供給条件に異議がある場合は、解約することができます。(期間の定めのある契約においては、契約期間中であっても同様といたします。)
- ④ ガス料金等の供給条件の変更を行う場合(ガス供給条例の改正を行う場合など)には、その変更内容や新たな契約期間をお客さまに書面やインターネット等によりお知らせいたします。
- ⑤ その他、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、ガス供給条例等の改正を行っています。

※供給条件の詳細(供給に関する条例等)は、上越市ガス水道局ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。(書面をご希望のお客さまは、ガス水道局総務課経営企画室営業開発係までご連絡ください。)

上記の変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。